

## 学校生活全般

学校教育の目標に則り、学則はもちろん、次の事項をよく守り、本校生徒としての誇りをもち柏陽高等学校の良き伝統をつくるように努力する。

### I 生徒証について

- (1) 生徒証は本校の生徒であることを証明するものであるから、常に携帯する。
- (2) 生徒証の使用については、その裏面の注意を守らなければならない。

### II 学習について

- (1) 生徒の本分は学習にあるので、その履修する学科に対しては全力をあげて、その目的達成につとめる。
- (2) 教室は常に清潔、整頓、換気に留意し気持ちよく授業を受けられるような雰囲気をつくる。
- (3) 授業中、入退室の必要があるときは、担当教師の指示に従う。
- (4) 学級委員は常に教師との連絡を密にし、円滑な学習が行われるよう絶えず留意する。

### III 出欠席について

- (1) 遅刻、早退、欠席、忌引等は学級担任に規定様式により届け出を行う。  
ただし不測の場合には、電話連絡し、次の登校日に届け出を行う。病気により10日以上欠席した場合は医師の診断書を提出する。
- (2) 忌引は次の基準により、出校すべき日数から除外される。

イ 父 母	5 日
ロ 祖父母、兄弟姉妹	3 日
ハ 伯叔父母、その他三親等	1 日
- (3) 感染症、火災、地域等による欠席の扱いは、その状況によって、そのたびごとに決定される。
- (4) 長期欠席者はその期間中随時状況を学級担任に連絡する。

### IV 校内生活一般について

- (1) 廊下は、静かに歩行し、先生や来客に会った時は挨拶するように心がける。
- (2) 学校の諸用具はすべて大切に扱い、使用後の整理に注意する。破損した場合は関係職員に報告する。
- (3) 次の事項に関しては、すべての学級担任または関係職員（括弧内の職員）の許可を得て、その指示に従う。

イ 外 出（学級担任）
ロ 外来者との面会（学級担任）

- ハ 校内での集会（関係職員）
- ニ 掲示および印刷物配布（関係職員）
- ホ 保健室の利用（養護教諭または関係の職員）

- (4) 毎日、掲示板および放送に注意し、指示のことがらを確認する。
- (5) エレベーター使用は原則として禁止とする。

## V 登校、下校について

- (1) 登下校の際は交通法規を守る。
- (2) 登下校の電車、バス等の車内、駅構内、道路等においては、言葉づかい、行動等他人に迷惑を及ぼしたり、本校の生徒としての品位を傷つけることのないように注意する。
- (3) 自転車通学は、年度初めに学校に届け出て車両検査を受けて許可を得る。許可された者は学校指定のステッカーを自転車の決められた場所に貼る。また余裕をもって登校し、駐輪の際に施錠して必ず学校が指定した駐輪場に置く。
- (4) 原動機付自転車、自動二輪車および自動車による通学は禁止する。
- (5) 登下校時刻は日課表の定めるところによる。
- (6) 下校時刻後、活動を必要とするものは前もって、部活顧問、その他関係職員に届け出て、その許可を得る。

## VI 校外生活について

- (1) 外出の際は高校生らしい清楚な服装とする。
- (2) 高校生として、好ましくない場所には出入りしない。
- (3) 万一、校外で事故が発生した場合には速やかに学校または学級担任に連絡する。
- (4) インターネット（LINE、Twitter 等）上に個人が特定されるような書き込みをしない。

## VII 服装、所持品について

- (1) 登下校中、学校生活において本校指定の制服を着用すること。
- (2) 制服、頭髪などにおいては、自律の精神を持って高校生として相応しい身なりを心がけること。
- (3) 必要以上の金銭および不要物品、高価なものは学校に持参しない。体育などの移動教室の時は、貴重品を指定の場所に預けるか活動場所に持ってゆくこと。
- (4) 所持品にはできる限り記名をしておくこと。

### 服装等規定

- ア 制服は指定のもの。ワイシャツ・ブラウスは白色・無地とする。詳細については別

途定めるものとする

- イ 襟章、バッジは指定の場所につける。
- ウ 体育着、上履き、体育館履き等は学校の指定にしたがう。
- エ 頭髪は高校生として相応しいものとする。
- オ やむを得ない事由により、異装する場合は、規定様式により届け出る。
- カ 冬服・夏服の着用期間については、下記の通りとする。
  - 冬服：11月1日から5月31日までとする。
  - 夏服：6月1日から10月31日までとする。

#### VIII 交通安全対策について

- (1) 生徒は校外において、交通安全につとめ率先して交通道徳を守る。
- (2) 事故の絶無をはかるため、特に原動機付自転車、自動二輪車への相乗りや自転車の二人乗りをしない。
- (3) 二輪車等免許を取得した場合は学校に届け出る。
- (4) 自転車で事故を起こしたときの対応マニュアル。

#### 【被害者になったとき】

- 1 小さな事故あっても必ず警察および学校に連絡する。
- 2 軽いケガの場合でも、医師の診断を受ける。
- 3 相手（加害者）を十分確認する。
  - ① 相手の名前・住所・勤務先・車の登録番号（ナンバー）
  - ② 相手の運転免許証・車検証・保険証など
- 4 保険に加入している場合は、事故の状況を直ちに保険会社または代理店に連絡する。

#### 【加害者になったとき】

- 1 まずは「負傷者の救護」と「安全確保」
- 2 救急車の手配（119）を依頼する。
- 3 小さな事故でも警察および学校に連絡をする。
- 4 相手（被害者）を十分確認する。
  - ・被害者の名前・連絡先・住所・自分の連絡先など
- 5 保険に加入している場合には、事故の状況を直ちに保険会社または代理店に連絡する。
- 6 被害者の方に誠意を尽くす。

#### IX 地震等災害への対応について

- (1) まず身の安全を確保する。

- (2) 火の始末。
- (3) あわてて行動しない。
- (4) 危険な物から身を避ける。
- (5) デマに注意。正しい情報（ラジオ等）で行動する。日頃から災害時に備えて、保護者と待ち合わせ場所や、安否の連絡方法を話し合っておく。